

法令適用事前確認手続 回答通知書

原規規発第 16110215 号
平成 28 年 11 月 2 日

四国電力株式会社

取締役社長 佐伯 勇人 殿

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（PWR 担当）

平成 28 年 10 月 7 日付け原燃発第 16-98 号により照会のあった件について、以下のとおり回答します。

照会対象法令（条項）の
~~対象となる~~ / 対象とならない

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、照会対象法令（条項）の解釈は下記のとおりです。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）においては、発電用原子炉設置者は法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定により、法第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 2 号から第 5 号まで又は第 8 号から第 10 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨が規定されている。
2. 照会のあった件は、貴社伊方発電所 3 号炉において、新たにウラン 235 濃縮度を約 4.1wt% とする燃料集合体最高燃焼度 55,000Mwd/t ウラン燃料（以下「4.1wt% ステップ 2 燃料」という。）を使用することが、既に許可を受けた法第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号、第 9 号及び第 10 号に規定する「発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備」、「発

電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項」及び「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」の変更を伴うか否かの照会である。

3. 貴社は、以下の理由から、4.1wt%ステップ2燃料を使用しても既に許可を受けた法第43条の3の5第2項第5号、第9号及び第10号に規定する事項に変更はないとしている。

- 法第43条の3の5第2項第5号については、既に許可を受けた「燃料材の種類」のうち、取替燃料（ガドリニア入り燃料を除く。）のウラン235濃縮度のみを既に許可を受けた「約4.8wt%以下」の範囲内で約4.1wt%とするものであり、また、核的制限値等について変更はないこと。
- 法第43条の3の5第2項第9号については、年間放出放射エネルギーが4.1wt%ステップ2燃料を使用した場合においても同等であり、年間放出管理目標値は変わらないことから「放射性廃棄物の廃棄に関する事項」について変更はないこと。また、「放射性廃棄物の廃棄に関する事項」に変更がないことから「周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果」についても変更はないこと。
- 法第43条の3の5第2項第10号については、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」について、事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価結果に変更はないこと。また、「重大事故等」について、使用済燃料の崩壊熱は、ウラン235濃縮度を約4.8wt%とする燃料集合体最高燃焼度55,000MWd/tウラン燃料に比べ、4.1wt%ステップ2燃料の方が増加するが、平成28年4月になされた法第43条の3の17の規定に基づく伊方発電所1号炉の運転計画の届出等を考慮すると、事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件の1つである使用済燃料ピットの熱負荷を超えることはないこと。さらに、その他の事象の項目についても、事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価結果に変更はないこと。

4. 上記3.を確認したことから、今回照会のあった件については、既に許可を受けた内容の変更を伴うものではなく、法第43条の3の8第1項の対象とはならないと認められる。